令和５年１２月１３日

各都府県漬物事業協同組合等

理　　事　　長　　　殿

全日本漬物協同組合連合会

会　　長　　中　園　雅　治

原料・品質化安定委員会

担当副会長　菅　野　行　雄

営業許可制度への意向に伴う現状の把握について

　平素は、全漬連の業務運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成3年６月１日付けで改正された食品衛生法により、漬物製造業が営業届出業種から営業許可対象業種に変更されたところです。

これに伴い、平成６年６月までの３年間の間に、営業許可を取得する必要となっていて、仮に、平成６年６月までに営業許可を取得できなかった場合には、漬物の製造が出来なくなってしまいます。

営業許可取得までの期間が残り６か月弱となってきて、全漬連としては、会員各位の皆様の現状を把握したく、緊急にアンケートを実施することとしたところです。

アンケートの結果によっては、厚生労働省に対して改善要求を行うことも視野に入れています。

つきましては、各県理事長より傘下組合員各位に対し、別紙アンケート調査を至急通知願い、１月５日（金）までに、アンケートを全漬連事務局に回答するよう依頼願います。